

(令和3年4月20日更新)

可児市内大森発生土仮置き場における  
環境保全について

令和2年9月

東海旅客鉄道株式会社



# 目 次

	頁
第1章 本書の概要	1-1
第2章 工事の概要	2-1
2-1 工事位置	2-1
2-2 工事の規模	2-5
2-3 工事の概要	2-5
2-4 工事工程	2-10
2-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数	2-10
第3章 環境保全措置の計画	3-1
3-1 環境保全措置の検討方法	3-1
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地	3-2
3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討	3-3
3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置	3-12
3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）	3-12
3-4-2 水環境（水質）	3-15
3-4-3 土壌に係る環境（土壌汚染）	3-19
3-4-4 動物・植物・生態系	3-20
3-4-5 環境への負荷（温室効果ガス）	3-22
3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための 環境保全措置	3-24
3-6 専門家等の技術的助言	3-26
3-7 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針	3-26
第4章 事後調査及びモニタリング	4-1
4-1 事後調査及びモニタリングの実実施計画	4-1
4-1-1 事後調査	4-1
4-1-2 モニタリング	4-2
4-2 モニタリングの結果の取り扱い	4-4

第5章 発生土仮置き場の管理計画	5-1
5-1 管理計画の概要	5-1
5-2 工事中の管理計画	5-1
5-3 仮置き期間中の管理計画	5-5
5-4 撤去中の管理計画	5-6
5-5 撤去後の管理計画	5-6

<u>(参考1) 発生土仮置き場計画地の周囲で実施した昆虫類の調査の手法及び調査結果</u>	
<u>について</u>	参-1

## 第1章 本書の概要

本書は岐阜県可児市内大森において計画している発生土仮置き場について、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月」（以下「評価書」という。）及び「可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について（令和元年10月）」（以下「調査・影響検討結果」という。）に基づいて実施する環境保全措置、モニタリングの具体的な計画、及び工事中、仮置き期間中、撤去中及び撤去後の周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画についてとりまとめたものである。

本書は、令和2年3月31日に受領した「可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果に対する意見書について」（以下、「知事意見書」という。）を踏まえ、発生土仮置き場計画地の周囲で昆虫類調査を実施したことから、これに係る事項を追加して更新するものである。



## 第2章 工事の概要

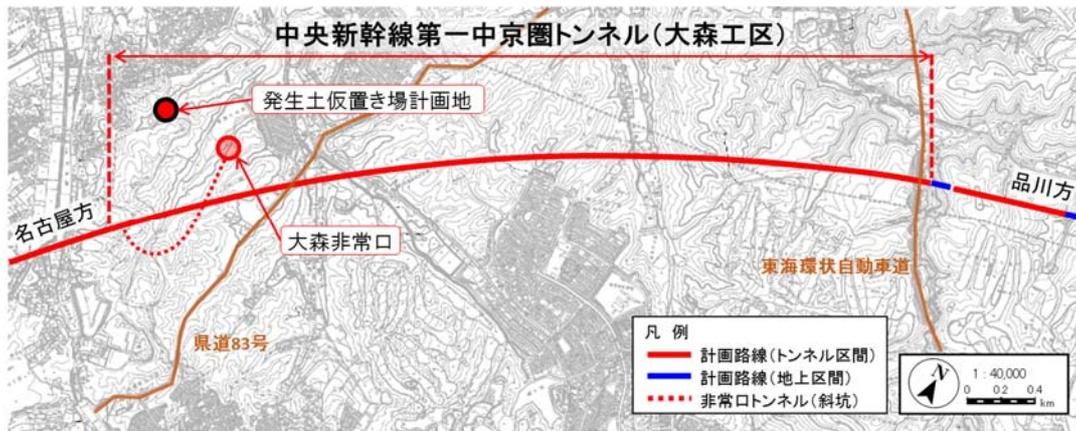
### 2-1 工事位置

可児市大森では、図 2-1-1 に示すとおり、大森非常口から発生する発生土の仮置き場（遮水型）※を1箇所設けることを計画している。なお、可児市内大森発生土仮置き場は、他事業者により改変された範囲に設置するものである。

本書では、これを可児市内大森発生土仮置き場として、環境保全措置を取りまとめる。

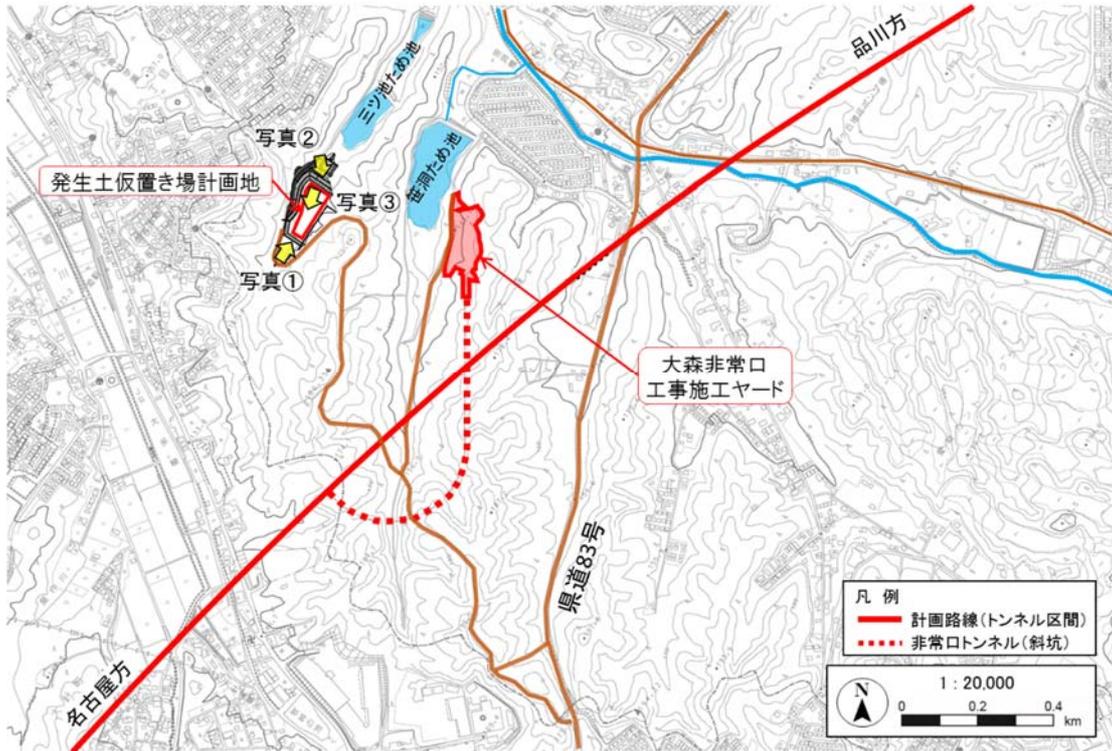
可児市内大森発生土仮置き場計画地の現況については、図 2-1-2 及び図 2-1-3 に示すとおりである。

※土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性がある発生土を遮水型により仮置きする場所。トンネル掘削による発生土の取扱いは国の定める法令（土壌汚染対策法）の対象外であるが、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（平成 27 年 3 月 独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会）」に基づき適切に処理をすることとした。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-1-1 可児市内大森発生土仮置き場位置図



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-1-2 可児市内大森発生土仮置き場位置図 (拡大図)

写真①



写真②



図 2-1-3(1) 可児市内大森発生土仮置き場計画地の現況

写真③



図 2-1-3 (2) 可児市内大森発生土仮置き場計画地の現況

## 2-2 工事の規模

面積：約 7,000m<sup>2</sup>

発生土仮置き容量：約 19,000m<sup>3</sup>

最大盛土高：約 5m

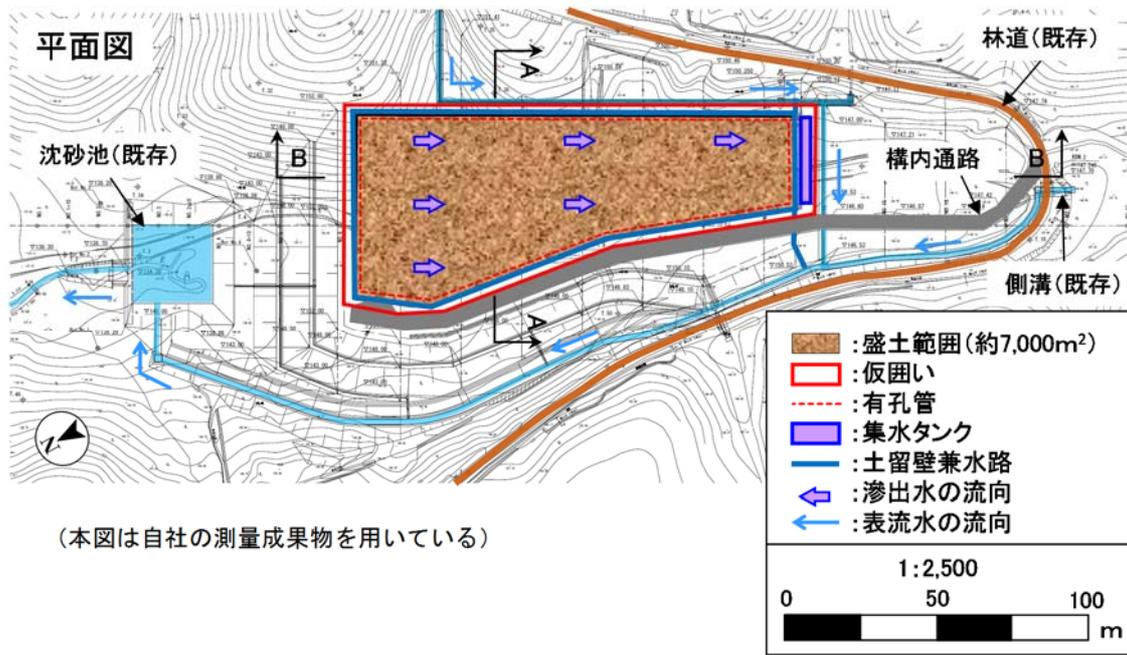
工事完了後の利用計画：仮置き場のため、区分土搬出ののち、原形復旧（植林含む）を行う

## 2-3 工事の概要

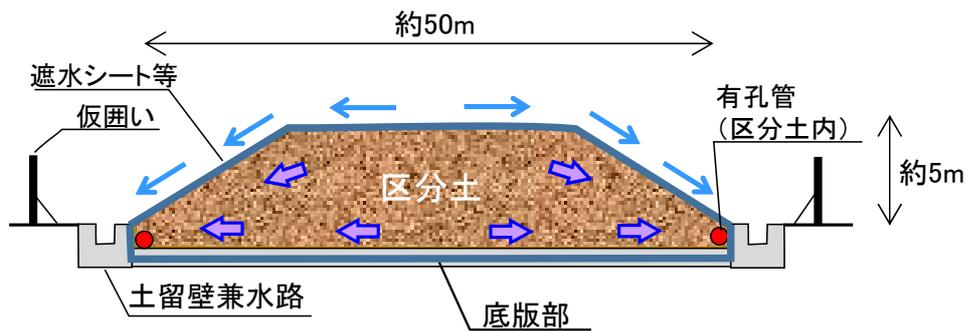
トンネル掘削による発生土は、国の定める法令（土壤汚染対策法）の対象外とされているが、自然由来の重金属等が含まれる場合がある。大森非常口工事施工ヤード内の土砂ピット（判定用）において1日1回を基本に調査を行い、土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性がある発生土で当面発生土仮置き場（遮水型）において管理をする発生土（以下「区分土」という。）については、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（平成27年3月 独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会）」に基づき適切に処理をする。

仮置き期間中は、図2-3-1及び図2-3-2のとおり、区分土の仮置き場として盛土内に雨水等が入らないよう盛土を遮水シート等で上から覆うとともに、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲み、雨水等が遮水シート等で覆った盛土内に入った場合でも、地中への浸透を防止する。区分土からの滲出水は、有孔管を通じて集水タンクに一時貯留した後、自然由来の重金属等の濃度を確認する試験を行い、法令等に則り適切に処理する。また、遮水シートは溶着し、継ぎ目から雨水等が区分土に浸透することを防止する。

なお、区分土は概ね5mの高さまで盛土して仮置きすることとし、仮置きした区分土を恒久的な発生土置き場（遮水型）等に搬出完了させた後には、原形復旧及び植林して地権者へ返還する計画である。



**断面図(A-A)**



**断面図(B-B)**



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

図 2-3-1 可児市内大森発生土仮置き場における盛土計画

## 集水タンク側端部詳細図

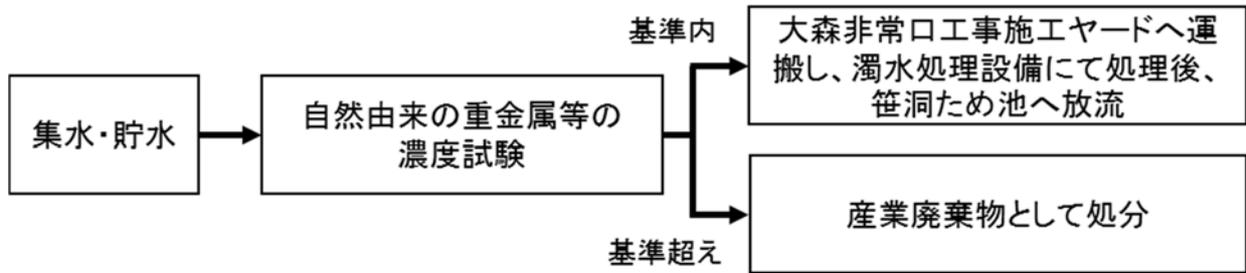
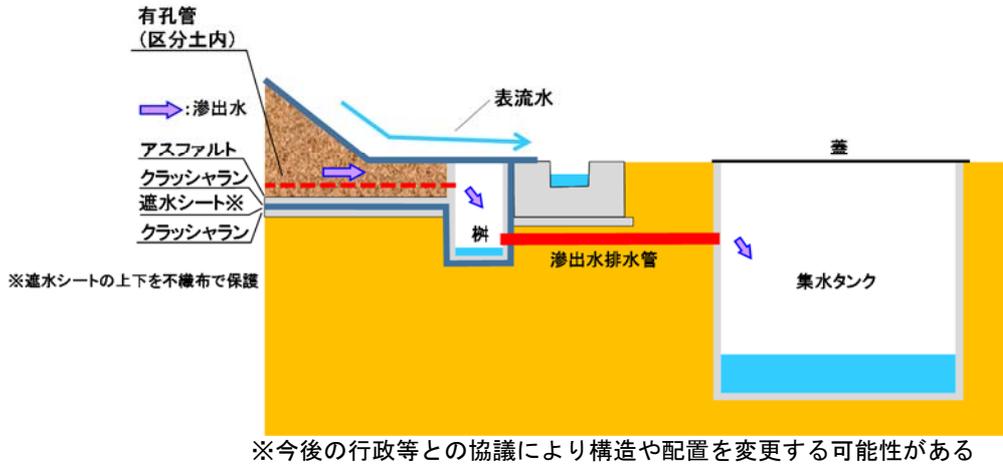


図 2-3-2 可児市内大森発生土仮置き場における排水計画

工事概要は以下のとおりである。

作業時間：8時00分～19時00分

休工期間：日曜日、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク

工事期間：令和2年度夏頃～令和7年度（予定）

（区分土の発生状況等により、工事期間の変更や、やむを得ず休工期間に作業や運搬を行うことがある。なお、搬入は区分土が発生した時のみ行う。）

主な施工手順は図2-3-3のとおりである。

まず、区分土搬入前に現地の不陸を整正する。そして、アスファルト舗装及び土留壁、水路、集水タンクの設置を行う。その後、区分土搬入時は、建設機械を用いて敷き均し、適宜締固めを行う。盛土を行う際には流末部から盛土を行い、日々の作業終了時には遮水シート等で区分土を覆い、飛散や雨水の浸透を防止する。日々の作業で遮水シート等を剥がす際には、その範囲を必要最小限とし、また、雨天時には基本的に盛土作業は実施しないこととする。

仮置き期間中も、遮水シート等で区分土を覆い、施工中に引き続き区分土の飛散や区分土への雨水の浸透を防止する。また、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲み、区分土への雨水等の浸透があった場合でも、地中への浸透を防止する。また、定期的に巡回を行い、仮置き状態を確認する。

仮置き期間終了後は仮置きした区分土を搬出し、建設機械を用いてアスファルト舗装等を撤去し、原形復旧及び植林を行う。



図 2-3-3(1) 可児市内大森発生土仮置き場における主な施工手順（土地の整地）

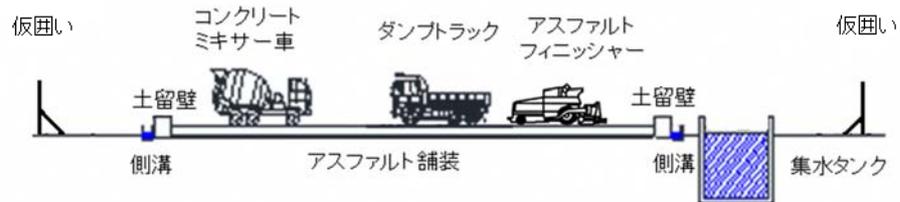


図 2-3-3(2) 可児市内大森発生土仮置き場における主な施工手順（アスファルト舗装等設置）

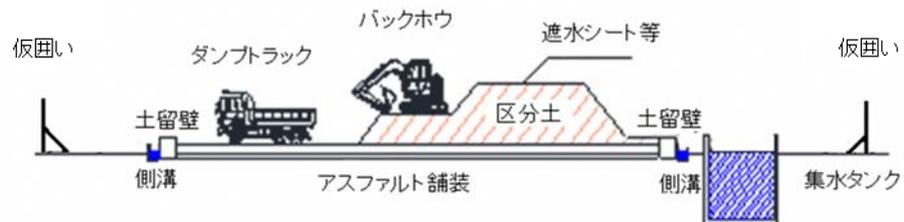


図 2-3-3(3) 可児市内大森発生土仮置き場における主な施工手順（区分土搬入）

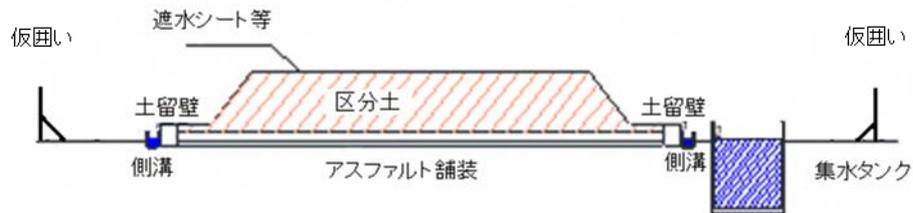


図 2-3-3(4) 可児市内大森発生土仮置き場における主な施工手順（仮置き）

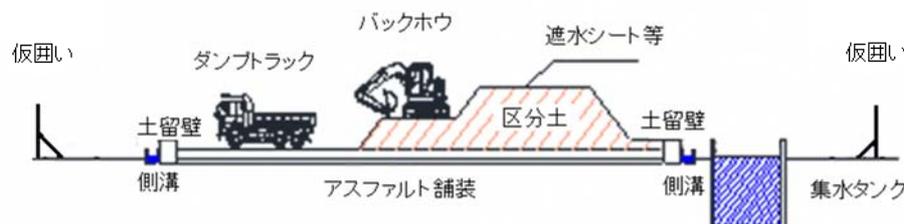


図 2-3-3(5) 可児市内大森発生土仮置き場における主な施工手順（区分土搬出）

※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

## 2-4 工事工程

工事工程を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 工事工程<sup>※1</sup>

作業名	項目	年度	令和2年				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
			I	II	III	IV						
準備工	不陸整正、土留壁、排水設備設置、アスファルト舗装、遮水シート等			■								
盛土工(仮置き)	区分土搬入、盛土整形、遮水シート等設置等				■	■	■	■	■	■	■	※2
撤去工	区分土搬出、原形復旧等										■	※3

※1. 工事の状況によって計画が変更となる場合がある。

※2. 搬入・仮置き期間については、区分土の搬出期間により前後する場合がある。

※3. 当該箇所から他の発生土置き場への仮置き発生土搬出等のため、工事用車両を運行させる場合がある。

## 2-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数

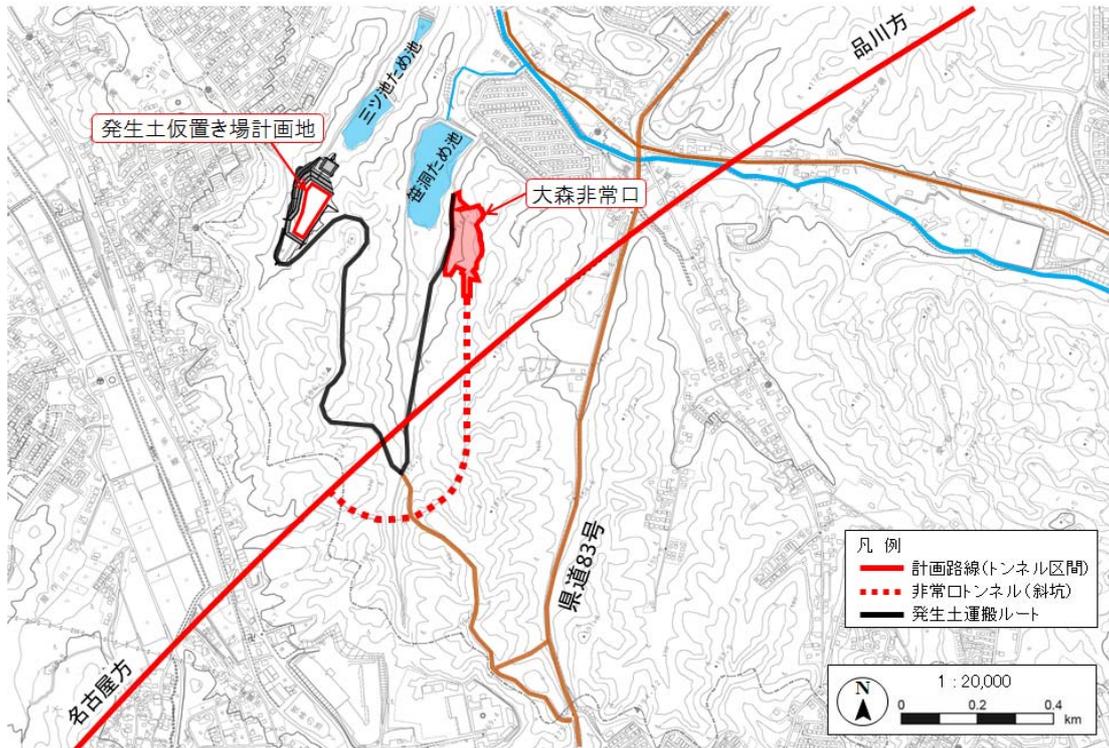
使用する主な工事用車両は、区分土等を運搬するダンプトラックや土留壁設置のためのコンクリートミキサー車、資機材等の運搬用のトラックを想定している。本工事における工事用車両の想定台数の推移を表 2-5-1 に示す。本工事における工事用車両の想定台数は、区分土の発生時期と土量によるが、発生した場合には、片道で1日最大160台程度と考えている。工事用車両の運行ルートを図 2-5-1 に示す。

表 2-5-1 工事用車両台数(台/月)<sup>※1</sup>

種類	年度	令和2年				令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		I	II	III	IV					
ダンプトラック				片道最大400台/月	片道最大3680台/月(片道最大160台/日)				片道最大300台/月	
コンクリートミキサー車			片道最大40台/月							
トラック(10t)			片道最大30台/月	片道最大30台/月					片道最大20台/月	
計			片道最大70台/月	片道最大430台/月	片道最大3680台/月(片道最大160台/日)				片道最大320台/月 ※2	

※1. 工事の状況によって計画が変更となる場合がある。

※2. 当該箇所から他の発生土置き場への仮置き発生土搬出等のため、工事用車両を運行させる場合がある。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 2-5-1 工事用車両の運行ルート



### 第3章 環境保全措置の計画

#### 3-1 環境保全措置の検討方法

調査・影響検討結果で予測した結果をもとに、調査・影響検討結果に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。

発生土仮置き場の詳細な計画の検討にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所から  
改変範囲をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影  
響も考慮し、既に改変された土地を利用するなど、地形の改変範囲をできる限り小さくする  
ように計画



そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、

- ・ 建設機械、仮設設備等のハード面
- ・ 係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

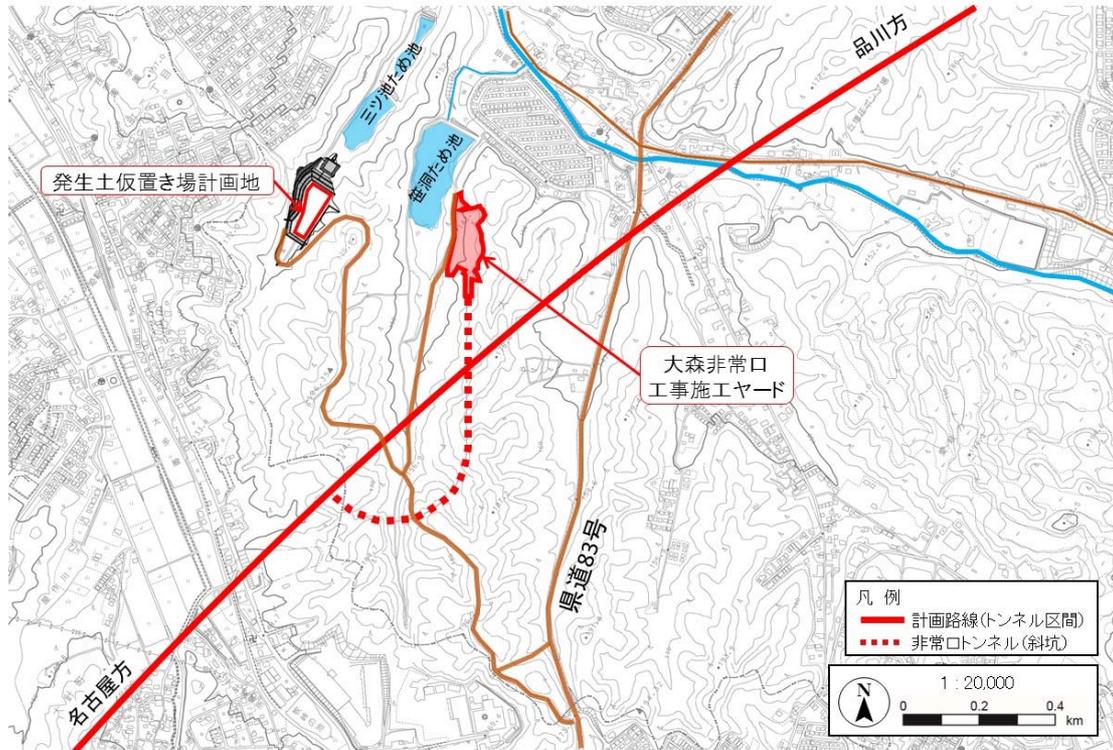
から検討



必要な場合には、環境を代償するための措置について検討

### 3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、可見市内大森発生土仮置き場である。環境保全措置を検討した事業計画地の位置を、図 3-2-1 に示す。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-2-1 環境保全措置を検討した事業計画地

### 3-3 重要な種の生息・生育地の回避検討

発生土置き場の検討にあたっては、発生土を安全に盛土できるよう計画するとともに、図 3-3-1～3-3-7（令和 2 年度に実施した昆虫類調査結果含む）に示すとおり動植物の重要な種等の生息・生育地が存在することから、表 3-3-1～3-3-2 のとおり、環境保全措置として、重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について回避又は低減を図った。なお、希少種保護の観点から位置等の情報については非公開にしている。

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-1 重要な種の生息確認位置（動物：哺乳類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-2 重要な種の生息確認位置（動物：鳥類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-3 重要な種の生息確認位置（動物：両生類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-4 重要な種の生息確認位置（動物：昆虫類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-5 重要な種の生息確認位置（動物：魚類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-6 重要な種の生息確認位置（動物：陸産貝類）

平面図  
希少種保護のため、非公開

図 3-3-7 重要な種の生育確認位置（植物）

表3-3-1 土地改変区域周辺に生息・生育する重要な種の回避検討結果

表3-3-2 土地改変区域周辺に生息する重要な種の回避検討結果（令和2年度調査結果）

回避検討結果  
希少種保護のため、非公開

### 3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況を考慮し、以下のとおり計画する。なお、下表記載の環境保全措置の効果は、主に評価書からの表現を引用しているものである。また、図に添付されている写真は一例である。

#### 3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-1-1及び図3-4-1-1に示す。

表3-4-1-1 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、排出ガス対策型を使用する計画とした（写真①）。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の発生を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならないように計画する。
大気質 (粉じん等)	仮囲いの設置	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	発生土仮置き場においては、高さ3mの仮囲いを設置する計画とした（写真②）。
騒音・振動	低騒音・低振動型建設機械の採用	低騒音・低振動型建設機械の採用により、工事に伴う騒音・振動の発生を低減することができる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、低騒音・低振動型建設機械を使用する計画とした（写真①）。

写真①



写真②

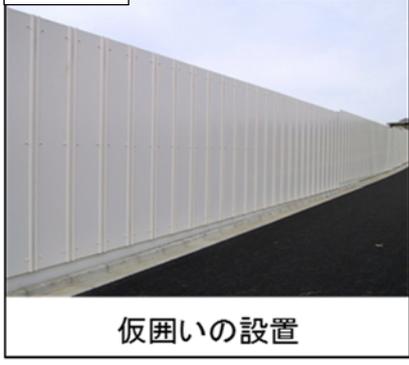


図3-4-1-1 大気環境に関する計画面の環境保全措置  
(写真は類似工事の例)

工事中は、表3-4-1-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-1-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

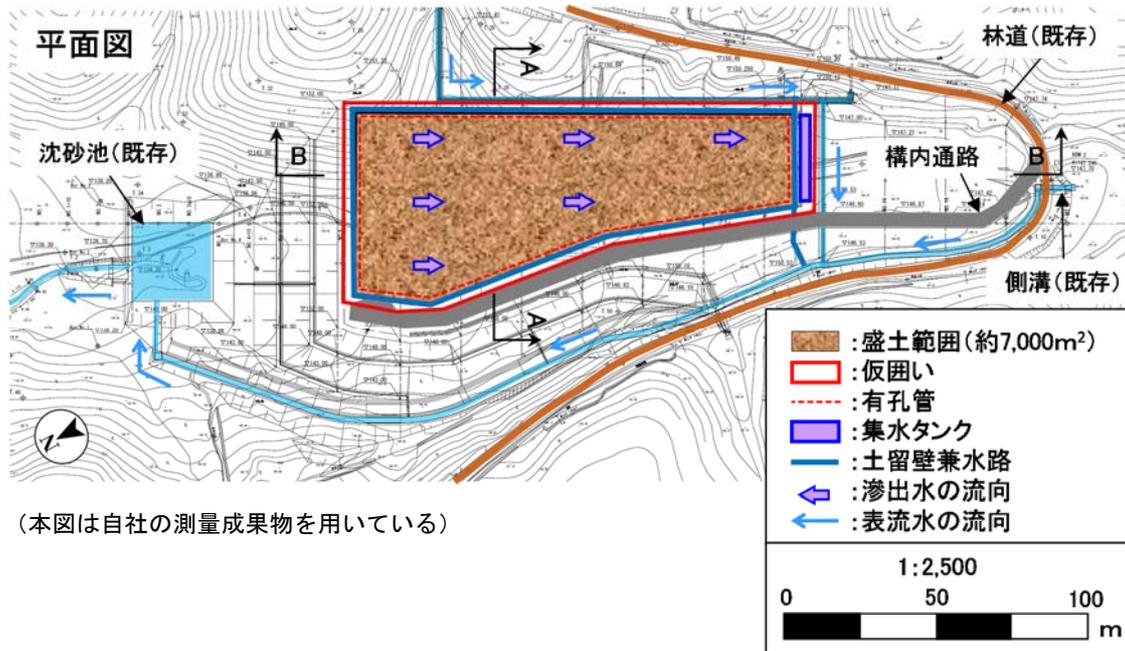
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	発生土仮置き場で建設機械の稼働に従事する者に対して、高負荷運転の防止及びアイドリングストップを講習・指導する。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する。
大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 騒音 振動	工事従事者への講習・指導	建設機械の適正な稼働、建設機械の騒音発生の抑制、建設機械の振動発生の抑制について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	発生土仮置き場で建設機械の稼働に従事する者に対して、建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、講習・指導する。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清掃及び散水	工事現場の清掃や散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	発生土仮置き場等では、清掃及び散水を行う。

### 3-4-2 水環境（水質）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-2-1、図3-4-2-1及び図3-4-2-2に示す。

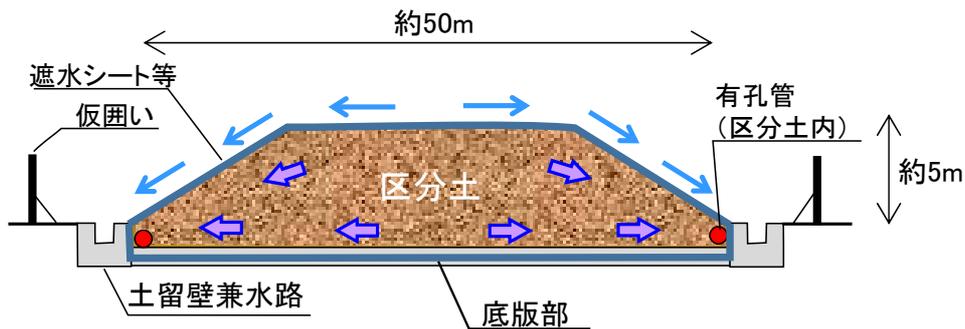
表3-4-2-1 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質（水の濁り、水の汚れ）	発生土仮置き場における掘削土砂の適切な管理	発生土仮置き場の区分土を遮水シート等で上から覆うとともに、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲い込む等の管理を行うことで、区分土の飛散、雨水等による区分土の流出や地下水への浸透を防止し、水の濁り、水の汚れに係る影響を回避できる。	発生土仮置き場の区分土を遮水シート等で上から覆うとともに、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲い込む等の管理を行うことで、区分土の飛散、雨水等による区分土の流出や地下水への浸透を防止する計画とした。 (図 3-4-2-1)
水質（水の濁り、水の汚れ）	工事排水の適切な処理	区分土からの滲出水について、集水タンクを設けて、自然由来の重金属等が基準値を超えた滲出水は産業廃棄物処理施設に運搬し、自然由来の重金属等が基準以内の滲出水は、大森非常口工事施工ヤードに運搬し、濁水処理を行うことで、自然由来の重金属等、pH及び浮遊物質量が基準を超えた滲出水の流出を防止し、また、集水設備は定期的に点検を確実にを行うことで水の濁り、水の汚れに係る影響を回避できる。	区分土からの滲出水について、集水タンクに集水・貯水した後、自然由来重金属等の濃度を確認する試験を行い、排水基準を超えた場合は、産業廃棄物処理施設に運搬し、排水基準以内の場合は、大森非常口工事施工ヤードに運搬して濁水処理施設で処理後に笹洞ため池に放流する計画とした。 (図 3-4-2-1、図 3-4-2-2)



(本図は自社の測量成果物を用いている)

**断面図(A-A)**



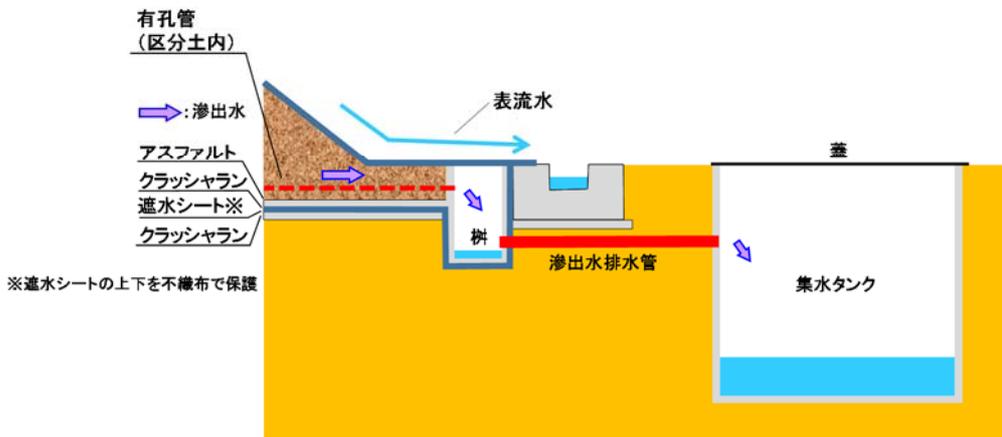
**断面図(B-B)**



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

図3-4-2-1(1) 可児市内大森発生土仮置き場における盛土計画

## 集水タンク側端部詳細図



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

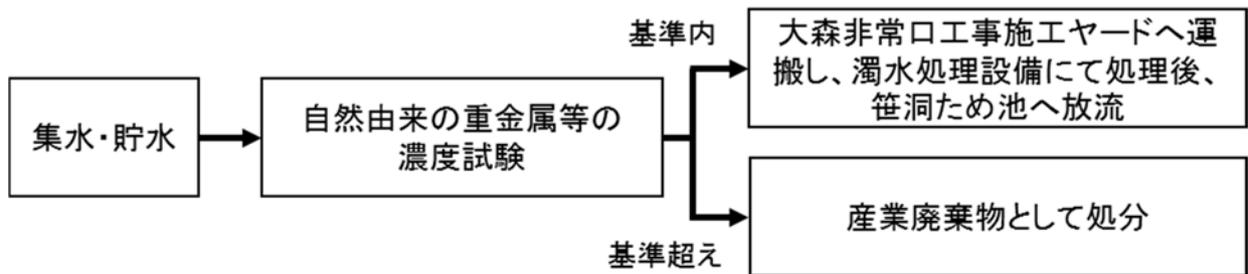
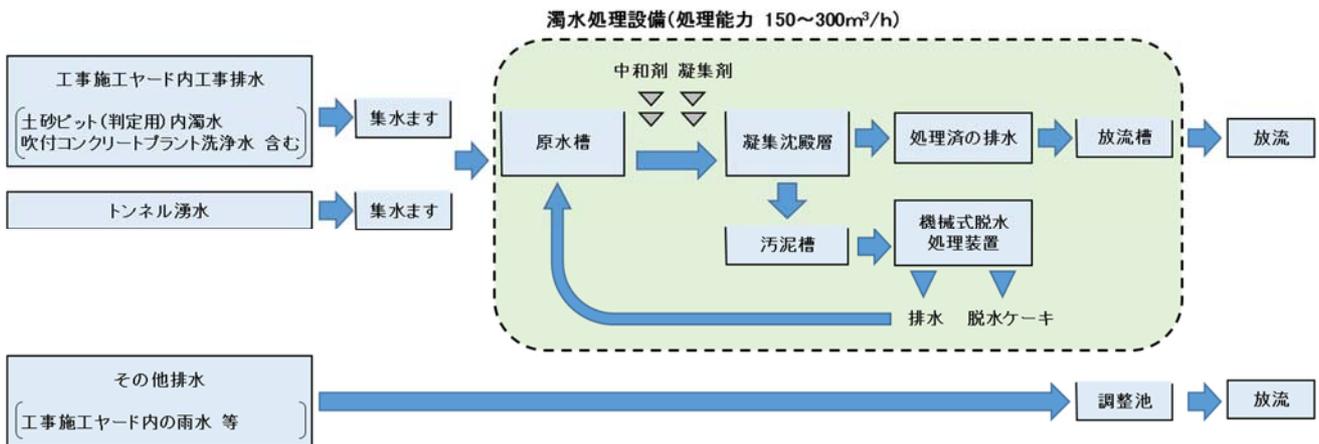


図3-4-2-1 (2) 可児市内大森発生土仮置き場における排水計画



※排水処理系統については、湧水量等により変更する場合がある。

※工事の状況等により、工事施工ヤード内に濁水処理設備を増設する計画である。

図3-4-2-2 大森非常口工事施工ヤードにおける濁水処理のフロー図

工事中は、表3-4-2-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-2-2 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質（水の濁り、水の汚れ）	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。	区分土からの滲出水について、集水タンクに集水・貯水した後、大森非常口工事施工ヤードに運搬する前に、自然由来重金属等の濃度試験を実施する。

- ・発生土仮置き場に入出入りする従業員の靴などの洗浄に使用した水については、集水タンク等で回収し、区分土からの滲出水と同様に、適切に処理を実施する。

### 3-4-3 土壌に係る環境（土壌汚染）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-3-1に示す。

表3-4-3-1 土壌に係る環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	発生土仮置き場における掘削土砂の適切な管理	発生土仮置き場の区分土を遮水シート等で上から覆うとともに、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲い込む等の管理を行うことで、区分土の飛散、雨水等による区分土の流出や地下水への浸透を防止し、土壌汚染を回避できる。	発生土仮置き場の区分土を遮水シート等で上から覆うとともに、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲い込む等の管理を行うことで、区分土の飛散、雨水等による区分土の流出や地下水への浸透を防止する計画とした。 (図 3-4-2-1)
土壌汚染	工事排水の適切な処理	区分土からの滲出水について、集水タンクを設けて、自然由来の重金属等が基準値を超えた滲出水は産業廃棄物処理施設に運搬し、自然由来の重金属等が基準以内の滲出水は、大森非常口工事施工ヤードに運搬し、濁水処理を行うことで、自然由来の重金属等、pH及び浮遊物質量が基準を超えた滲出水の流出を防止し、また、集水設備は定期的に点検を確実にを行うことで土壌汚染を回避できる。	区分土からの滲出水について、集水タンクに集水・貯水した後、自然由来重金属等の濃度を確認する試験を行い、排水基準を超えた場合は、産業廃棄物処理施設に運搬し、排水基準以内の場合は、大森非常口工事施工ヤードに運搬して濁水処理施設で処理後に笹洞ため池に放流する計画とした。 (図 3-4-2-1、図 3-4-2-2)

### 3-4-4 動物・植物・生態系

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-4-1に示す。

表3-4-4-1 動物・植物・生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	工事排水の適切な処理	区分土からの滲出水について、集水タンクを設けて、自然由来の重金属等が基準値を超えた滲出水は産業廃棄物処理施設に運搬し、自然由来の重金属等が基準以内の滲出水は、大森非常口工事施工ヤードに運搬し、濁水処理を行うことで、自然由来の重金属等、pH 及び浮遊物質量が基準を超えた滲出水の流出を防止し、また、集水設備は定期的に点検を確実にを行うことで水辺の動植物の生息・生育環境への影響を回避できる。	区分土からの滲出水について、集水タンクに集水・貯水した後、自然由来重金属等の濃度を確認する試験を行い、排水基準を超えた場合は、産業廃棄物処理施設に運搬し、排水基準以内の場合は、大森非常口工事施工ヤードに運搬して濁水処理施設で処理後に笹洞ため池に放流する計画とした。 (図 3-4-2-1、図 3-4-2-2)

工事中は、表3-4-4-2及び図3-4-4-1の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-4-2 動物・植物・生態系に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	工事従事者への 講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等の制限やゴミ捨ての禁止などについて工事従事者に指導することで、人為的な攪乱、踏みつけ等による影響を低減できる。	発生土仮置き場の工事従事者に対して、工事区域外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止、時速30km以下の低速走行の実施による動物と工事用車両の衝突事故防止等について、講習・指導を実施する。 <u>また、工事区域外への不用意な立ち入りによる植生の踏みつけ等の禁止について、講習・指導を実施する。</u>
植物 生態系	外来種の拡大抑制	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の発生土仮置き場の速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	発生土仮置き場等において工事用車両のタイヤ洗浄を行う計画とした(図3-4-4-1)。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を実施する。

発生土仮置き場計画地にて確認されたツマグロキチョウに係る環境保全措置については、以下の通りである。

- ・ツマグロキチョウは、食草となるアレチケツメイなどの生育地の広がりや移動に伴い、生息地を求めて移動する性質があると考えられる。
- ・発生土仮置き場計画地周辺は、アレチケツメイが生育し、ツマグロキチョウの生息地となる状況であり、工事従事者に対して、工事区域外への不用意な立ち入りを禁止するよう指導を徹底していくことにより、ツマグロキチョウの生息環境は保全されることが考えられる。

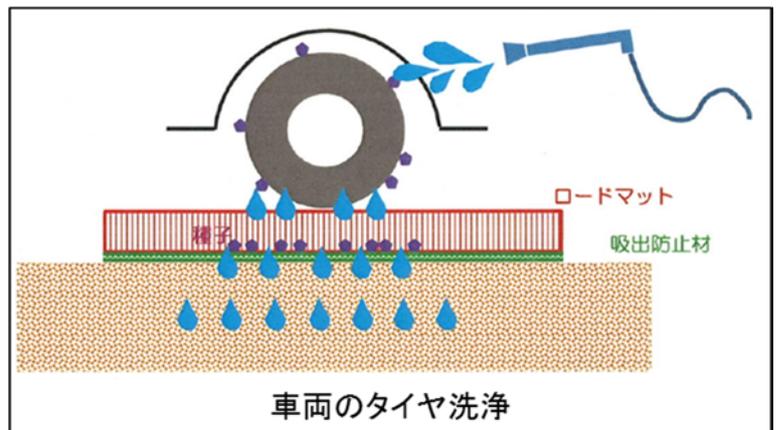


図3-4-4-1 動物・植物・生態系に関する工事実施時の環境保全措置

(写真は類似工事の例)

### 3-4-5 環境への負荷（温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表3-4-5-1に示す。

表3-4-5-1 温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の選定	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO <sub>2</sub> 排出量が従来型に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況を鑑み、低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械の調達が困難な場合等は、できる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならない計画とした。

工事中は、表3-4-5-2の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表3-4-5-2 温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	発生土仮置き場で建設機械の稼働に従事する者に対し、建設機械の高負荷運転の防止、点検等について、講習・指導を実施する。
温室効果ガス	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	発生土仮置き場で建設機械の稼働に従事する者に対し、建設機械の高負荷運転の防止、点検等について、講習・指導を実施する。

### 3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-5-1 及び図 3-5-1 のとおり計画する。

表 3-5-1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	区分土の適切な運搬	区分土の運搬にあたっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（平成31年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課）等に記載されている実施内容を踏まえながら、運搬車両への岩石・土壌の積み下ろし時には飛散防止に努めるほか、出場時には必要に応じタイヤ洗浄や靴洗浄などを励行し、運搬時には荷台を浸透防止シート等で覆うなどの対応をすることで、運搬経路における土壌汚染を回避できる。	発生土仮置き場において資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄を大森非常口工事施工ヤードにて行うとともに、必要に応じて、道路の清掃及び散水を行う計画とした（写真①、写真②）。また、区分土の運搬は荷台に浸透防止シート等を敷設する計画とした。（写真③）
動物生態系	資材運搬等の適正化	資材運搬車両の運行ルートは既存の道路を活用すると共に、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意して計画することにより、動物全般への影響を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、既存の道路を活用すると共に、運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意する計画とした。
温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	発生土仮置き場で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において国の重量車の燃費基準の認定を受けた車種をできる限り使用する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運行について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの発生を低減できる。	発生土仮置き場で資材及び機械の運搬に従事する者に対して、点検・整備、環境負荷低減を意識した運転について講習・指導をする計画とした。



図3-5-1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置  
(写真は類似工事の例)

### 3-6 専門家等の技術的助言

環境保全措置の検討にあたっては、表3-6-1に示すとおり、専門家等の技術的助言を受けた。

表 3-6-1 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
昆虫類	昆虫類	公共団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ツマグロキチョウは、食草となるアレチケツメイなどの生育地の広がりや移動に伴い、よい環境を求めて移動する。</li><li>・周辺にアレチケツメイが生育している状況であれば、ツマグロキチョウの生息は保全される。 (専門家(植物)に、発生土仮置き場計画地周辺のアレチケツメイの生育状況を確認いただいた。)</li></ul>

### 3-7 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

## 第4章 事後調査及びモニタリング

### 4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及びこれに基づく「事後調査計画書（平成26年11月）」並びに調査・影響検討結果に基づいて実施する。

#### 4-1-1 事後調査

本書において、環境保全措置の効果に係る知見が不十分なものはないため、事後調査を行わないこととした。

#### 4-1-2 モニタリング

事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1-2-1 についてモニタリングを実施する。また、モニタリング実施箇所を図 4-1-2-1 に示す。

表 4-1-2-1 モニタリングの実施内容

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間 の考え方	調査方法
水資源 (地下水 の水質)	水素イオン濃度 (pH)	地下水 (観測井)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に1回</li> <li>・工事中に月1回</li> <li>・工事後に月1回 (定常化するまで)</li> <li>・工事後、水質定常化後 に四半期に1回<sup>※2</sup></li> <li>・撤去後に月1回 (定常化するまで)</li> </ul>	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法
	電気伝導率			「地下水調査及び観測指針(案)」に定める測定方法
	自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素) <sup>※1</sup>			「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」に定める測定方法
土壌汚染	自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素) <sup>※1</sup>	発生土仮置き場	撤去後に1回	「土壌汚染対策法」に定める測定方法

※1 調査対象とする自然由来の重金属等は、保管した土の汚染状況等を踏まえて選定する。

※2 仮置き期間中は四半期に1回を継続する。

注1. その他、モニタリングとは別に、遮水シート等の設備の確認のため、発生土仮置き場の下流地点において定期的に水質を測定する。

注2. その他、発生土仮置き場計画地の周囲で昆虫類の調査を実施した。なお、調査結果は、図3-3-4及び(参考1)に示す。

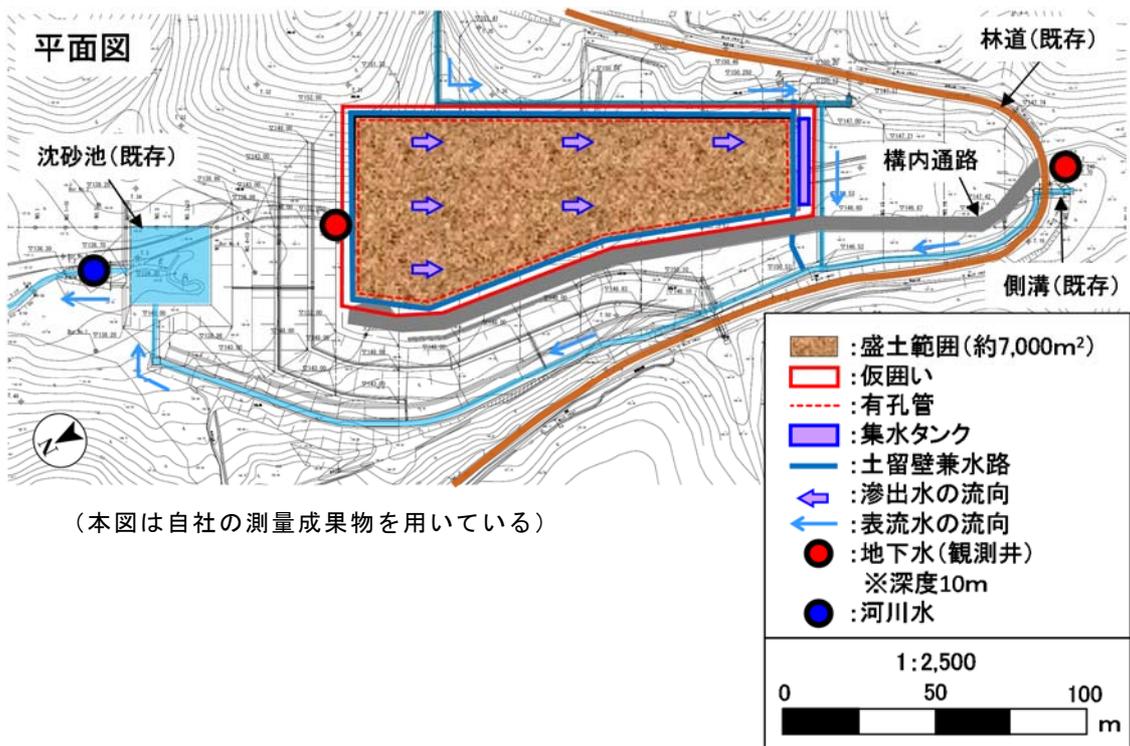


図4-1-2-1 モニタリング調査地点

#### 4-2 モニタリングの結果の取り扱い

- ・モニタリングの結果については、自治体との打ち合わせにより周知方法を決定の上、地区にお住まいの方々にお知らせする。
- ・また、上記結果や、環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、岐阜県等関係自治体への報告を行う他、当社ホームページに掲載する。
- ・モニタリング等の結果を受け、必要な場合には、追加的な環境保全措置の実施や環境保全措置の変更を実施する。その場合、環境保全措置の追加や変更に伴い影響が及ぶ可能性のあるお住まいの方々に対し、内容を説明の上で実施する。

## 第5章 発生土仮置き場の管理計画

### 5-1 管理計画の概要

国土交通大臣意見を受け平成26年8月に公表した評価書において、国土交通大臣意見を受け、発生土置き場の設置にあたっては、関係地方公共団体等と調整を行った上で、濁水や土砂の流失防止やその他、周辺環境への影響を回避、低減するための管理計画を、発生土置き場毎に作成することとしている。

このたび、可児市内大森発生土仮置き場について、工事中、仮置き期間中、撤去中及び撤去後の周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画を、岐阜県、可児市と協議のうえ以下のとおり、とりまとめた。

### 5-2 工事中の管理計画

#### (1) 発生土搬入計画

- ・可児市内大森発生土仮置き場へは区分土を搬入する。
- ・区分土を運搬する車両の運行ルートは私道を使用する。
- ・区分土については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成30年4月 環境省水・大気環境局土壌環境課）等に記載されている実施内容を踏まえながら、運搬する。
- ・資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運行について、工事従事者への講習・指導を実施する。

## (2) 計画上の配慮事項

### 【排水計画】

- ・雨水処理 : 図 5-2-1 に示すとおり、発生土仮置き場の外周に雨水用の水路を設置し、雨水の流入を防止する。工事中及び撤去中については、雨天時には基本的に土工作業を実施しないことで濁水等の発生を抑制する。また、仮置き期間中の雨水等については、遮水シート等で上から覆うとともに適切に導水することで、区分土への雨水浸透を防止する。また、アスファルト舗装及び遮水シート等で底面と周囲を囲み、雨水等が遮水シート等で覆った盛土内に入った場合でも、地中への浸透を防止する。区分土からの滲出水は、図 5-2-2 及び図 5-2-3 に示すとおり、有孔管を通じて集水タンクに一時貯留する。その後、自然由来の重金属等の濃度を確認する試験を行い、排水基準を満たしていない場合は産業廃棄物等として処理し、排水基準以下であれば大森非常口工事施工ヤードに散水車等にて運搬して濁水処理後に笹洞ため池へ放流する。
- ・防災調整池・沈砂池：防災調整池・沈砂池については既に設置されており、地権者等との協議により、新たな防災調整池・沈砂池の設置は行わない。
- ・その他 : 発生土仮置き場内の排水設備については、排水機能に影響しないように排水設備の点検を行い、必要に応じて修繕及び取替え等を実施する。

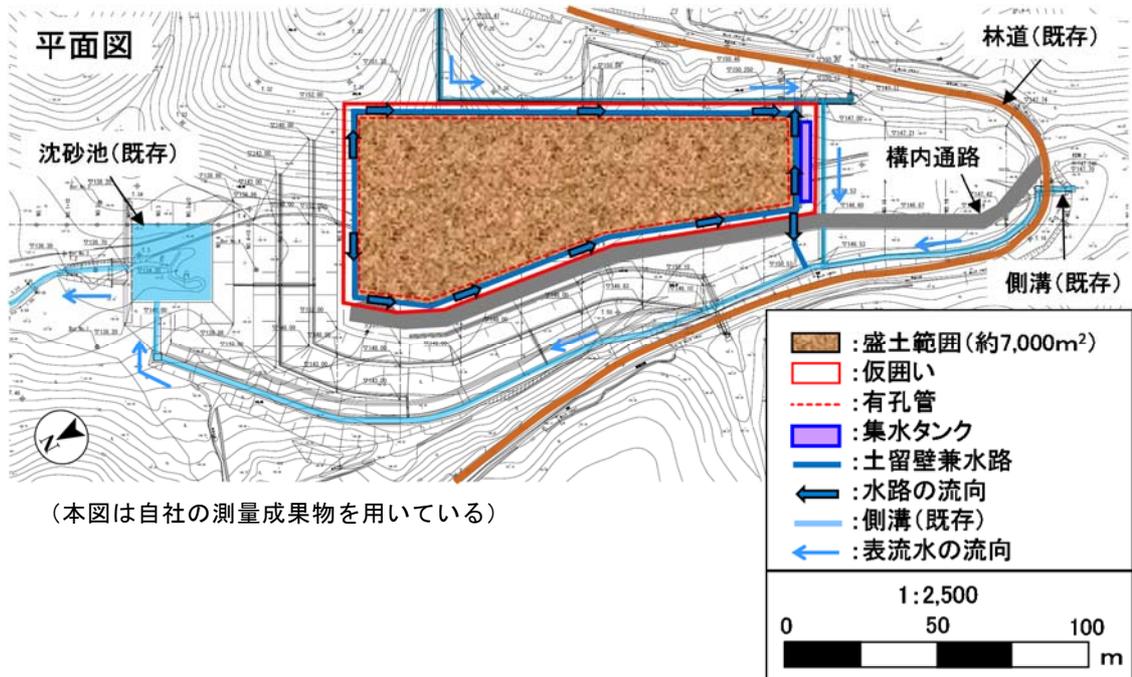


図 5-2-1 可児市内大森発生土仮置き場における排水計画



## 【のり面管理計画】

- ・のり面計画 : のり面勾配は安定勾配 (1:1.5)、最大盛土高を約 5m 以内とし、小段は設けない。
- ・のり面保護 : 日々の作業終了時には盛土を遮水シート等で覆うことで雨水による区分土の流出及び区分土への浸透を防止する。

### (3) 発生土仮置き場整備中の配慮事項

- ・事前処理工 : 排水設備、仮囲いの設置を行うとともに、現地の不陸を整正する等、アスファルト舗装に影響を及ぼすものを除去する。
- ・構造物構築 : アスファルト舗装等の設置時には、集水機能の確保や、ひび割れ等による、現地盤への浸透が発生しないよう、適切に施工管理を実施する。
- ・施工中の排水 : 土工を実施する場合は、濁水等が河川へ流出しないよう、仮の貯留施設にて沈砂を行い、放流する。

### (4) 造成中の配慮事項 (区分土)

- ・転圧 : 搬入土の土質を確認し、建設機械等を使用して適宜締固め、のり面についても、遮水シート等の設置に影響を及ぼさないよう、適切に整形を行う。
- ・施工中の排水 : 日々の作業終了時には盛土を遮水シート等で覆うことで区分土への雨水浸透を防止する。また、区分土からの滲出水については、仮置き場内の勾配を利用し、集水タンクに貯水し、適宜回収する。また、工事用車両のタイヤや従業員の靴などの洗浄に使用した水についても、集水タンク等で回収し、区分土からの滲出水と同様に、適切に処理を実施する。降雨量が増えると想定される場合等には、必要に応じて、集水タンク内の水の回収を行う。
- ・設備管理 : 定期的に巡回点検を行い、遮水シートやアスファルト舗装等に劣化・破損がないことを確認し、必要な際は修繕を行う。排水設備については土砂や草といった堆積物の除去を行い、機能を確保する。

### (5) 造成中の異常時対応

- ・降雨 : 近隣の雨量計データの推移及び岐阜地方気象台の気象情報に基づき、台風の来襲を含めた大雨の際には巡回点検を行う。異常が発生した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。
- ・地震 : 可児市内で震度 4 以上の揺れを伴う地震が発生した際には工事を一時中断し、巡回点検を行う。異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。

### 5-3 仮置き期間中の管理計画

#### (1) 仮置き期間中の配慮事項

- ・排水処理 : 区分土からの滲出水は、集水タンクに一時貯留した後、自然由来の重金属等の濃度を確認する試験を行い、排水基準を満たしていない場合は産業廃棄物等として処理し、排水基準以下であれば大森非常口工事施工ヤードに運搬して濁水処理後に笹洞ため池へ放流する。また、遮水シートは溶着し、継ぎ目から雨水等が区分土に浸透することを防止する。発生土仮置き場に入出入りする従業員の靴などの洗浄に使用した水について、集水タンク等で回収し、区分土からの滲出水と同様に、適切に処理を実施する。また、集水タンクの貯水状況の確認を行い、大雨が予想される場合等、必要に応じて集水タンク内の水を回収する等、溢水防止を行う。
- ・設備管理 : 定期的に巡回点検を行い、遮水シート等や集水設備に劣化・破損がないことを確認し、必要な際は修繕を行う。

#### (2) 仮置き期間中の異常時対応

- ・降雨 : 近隣の雨量計データの推移及び岐阜地方気象台の気象情報に基づき、台風の来襲を含めた大雨の際には定期的に巡回点検を行う。異常が発生した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。
- ・地震 : 可児市内で震度4以上の揺れを伴う地震が発生した際には巡回点検を行う。異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。

## 5-4 撤去中の管理計画

### (1) 撤去中の配慮事項

- ・のり面管理 : 撤去中ものり面勾配は安定勾配以下となる形状で撤去する。また、作業終了時はのり面の整形を行う。さらに、撤去中も盛土を遮水シート等で覆うことで雨水による区分土からの滲出水を防止し、遮水シート等の飛散防止策を徹底する。
- ・排水処理 : 撤去中についても、排水設備の土砂や草といった堆積物の除去を行い、機能を確保する。また、降雨量が増えると想定される場合には、排水の状況確認等を行う。
- ・設備管理 : 定期的に巡回点検を行い、遮水シートやアスファルト舗装等、集水設備に劣化・破損がないことを確認し、必要な際は修繕を行う。

### (2) 撤去中の異常時対応

- ・降雨 : 近隣の雨量計データの推移及び岐阜地方気象台の気象情報に基づき、台風の来襲を含めた大雨の際には定期的に巡回点検を行う。異常が発生した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。
- ・地震 : 可児市内で震度4以上の揺れを伴う地震が発生した際には工事を一時中断し、巡回点検を行う。異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告する。

## 5-5 撤去後の管理計画

- ・可児市内大森発生土仮置き場は区分土を仮置きする計画地であり、区分土及び排水設備等のすべての設備を撤去後、以下の管理及び原形復旧（植林含む）を行い地権者へ返還する。
- ・仮置き終了後の自然由来の重金属等による土壌汚染の調査は、影響検討書資料編環 4-1-1 に示した通り、仮置きした発生土の状況や地下水の水質のモニタリング結果等を踏まえ、「土壌汚染対策法」に定める測定方法により実施する。また、自然由来の重金属等による土壌汚染が確認された場合の汚染土壌の管理方法及び処理・処分の具体的な措置方法も定めて県及び関係市に報告するとともに、地域住民等に説明したうえで措置を実施する。
- ・モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて、撤去後も影響が収束するまでの間、モニタリングを実施し、必要の際には追加の環境保全措置を実施する。
- ・上記の措置が完了したのちの最終的な管理の引継ぎにおいては、可児市及び地権者と十分に調整を行い、適切な管理が継続して実施されるよう努める。

(参考1) 発生土仮置き場計画地の周囲で実施した昆虫類の調査の手法及び調査結果について  
調査の基本的な手法、調査期間及び調査結果は表1～3のとおりである。

### 1) 調査の基本的な手法

現地調査の方法を表1に示す。

表1 調査方法

調査項目	調査方法	
昆虫類	任意採集	調査地域内を任意に踏査し、目視観察及び鳴き声等で確認された昆虫類の種名を記録した。また、目視観察で種名の確認が困難な場合は、捕虫網等を用いて採集した。なお、捕虫網を振り回し昆虫類を採集するスウィーピング法、樹木の枝や葉等を叩き、付着している昆虫類を採集するビーティング法も併用した。また、現地での種の識別が困難なものは、標本として持ち帰り、同定を行った。

### 2) 調査期間

現地調査は表2に示す期間に実施した。

表2 調査期間

調査項目		調査実施日	
昆虫類	任意採集	春季	令和2年5月24日
		夏季	令和2年6月15日
		秋季	令和2年9月28日

### 3) 調査結果

現地調査結果を表3に示す。

表3(1) 重要な昆虫類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	カメムシ	コオイムシ	コオイムシ							NT		
2	ハチ	セイボウ	オオセイボウ本土亜種							DD		
3		スズメバチ	ヤマトアシナガバチ							DD		
4	チョウ	アゲハチョウ	ギフチョウ							VU	準	
5		シロチョウ	ツマグロキチョウ							EN	II	
計	3目	5科	5種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	5種	2種	0種

注1. 分類、配列などは、原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物II」(平成7年、環境庁)に準拠した。

注2. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「岐阜県文化財保護条例」(昭和29年、岐阜県条例第37号)

④「岐阜県希少野生生物保護条例」(平成15年、岐阜県条例第22号)

○：指定希少野生生物

⑤「可児市文化財保護条例」(昭和30年、可児市条例第27号)

- ⑥「環境省レッドリスト2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（令和2年、環境省）  
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑦「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版  
 -岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版-」（平成22年、岐阜県）  
 絶滅、野生絶滅、Ⅰ：絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類、準：準絶滅危惧、不足：情報不足
- ⑧専門家の助言により選定した種  
 ○：指摘種

表 3(2) 重要な昆虫類の調査結果

コオイムシ(コオイムシ科)	
一般生態	北海道から九州に分布する。水田や池沼など比較的浅い開放水面に棲む。小型の昆虫類やその他小動物を食する。初夏の頃、雌は雄の背中に卵を産みつける。
確認状況	秋季調査時に1地点1個体が確認された。これは発生土仮置き場計画地の周辺で確認された。
確認地点の生息環境	池沼

表 3(3) 重要な昆虫類の調査結果

オオセイボウ本土亜種(セイボウ科)	
一般生態	本州以南に分布する。体長は12-20mm。頭・胸部は、緑色で背面はやや紫色をおびる。スズバチやトックリバチ類に寄生し、本土ではスズバチの巣からもっともよく見いだされる。
確認状況	秋季調査時に1地点1個体が確認された。これは発生土仮置き場計画地の周辺で確認された。
確認地点の生息環境	池沼

表 3(4) 重要な昆虫類の調査結果

ヤマトアシナガバチ(スズメバチ科)	
一般生態	本州、四国、九州に分布する。家屋の軒下、草木の枝、石垣などに営巣する。5月から10月頃まで見られる。
確認状況	夏季及び秋季調査時に合計2地点2個体が確認された。その内、発生土仮置き場計画地内で1地点1個体、発生土仮置き場計画地の周辺で1地点1個体確認された。
確認地点の生息環境	造成跡地、林縁部

表 3(5) 重要な昆虫類の調査結果

ギフチョウ(アゲハチョウ科)	
一般生態	本州に生息する。低山地の雑木林や高層湿原の周辺などに生息する。幼虫の食草はおもにウマノスズクサ科のカンアオイ属。成虫は3月下旬から5月下旬に出現する。
確認状況	春季調査時に1地点3個体が確認された。これは発生土仮置き場計画地の周辺で確認された。
確認地点の生息環境	雑木林

表 3(6) 重要な昆虫類の調査結果

ツマグロキチョウ(シロチョウ科)	
一般生態	本州、四国、九州に分布する。河川敷、堤防、湿地の周辺や田畑の畦道などに生息する。幼虫の食草はカワラケツメイ、アレチケツメイ（マメ科）。成虫は5月下旬から11月にかけて見られる。
確認状況	春季、夏季及び秋季調査時に合計10地点103個体が確認された。その内、発生土仮置き場計画地内で5地点83個体、発生土仮置き場計画地の周辺で5地点20個体確認された。
確認地点の生息環境	造成跡地、ため池周辺

本書は、再生紙を使用している。